

# 謝 金 規 程

(平成 20 年 10 月 28 日・平成 20 年度第 5 回理事会にて決議・平成 31 年 4 月 1 日に改訂)

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 岡山NPOセンター（以下「本会」という）が主催する研修事業、セミナー事業等において講師、講義等を行う講師に対する講師料、その他謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(謝金対象者の分類定義)

第 2 条 この規定における謝金対象者を次のとおり分類する。

- (1) 外部講師 本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、委託事業における外部に依頼する講師
- (2) 内部講師 本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合及び、委託事業における本会役員の講師

(謝金の対象となるもの)

第 3 条 諸謝金の対象となるのは、次のものとする。

- (1) 講座
- (2) 研修会
- (3) シンポジウム、パネルディスカッション
- (4) 講演会
- (5) 座談会
- (6) 原稿執筆
- (7) その他本会理事会が認めるもの

(外部講師謝金の単価)

第 4 条 外部講師謝金の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合は、この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

【講座、研修会】

2 時間以内を 1 単位とし、30,000 円とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

2 時間以内を 1 単位とし、10,000 円とする。

【講演会】

2 時間以内を 1 単位とし、50,000 円とする。

**【座談会】**

2時間以内を1単位とし、5,000円とする

**【原稿執筆】**

原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,000円とする。なお、400字未満の端数が生じたときは、400字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、500円とする。

(内部講師謝金の単価)

第5条 内部講師謝金の単価は次のとおりとする。また、金額には源泉徴収税を含む。

**【講座、研修会】**

2時間以内を1単位とし、20,000円とする。

**【シンポジウム、パネルディスカッション】**

2時間以内を1単位とし、10,000円とする。

ただし、ファシリテーター、コーディネーター等については、20,000円とする。

**【講演会】**

2時間以内を1単位とし、50,000円とする。

**【座談会・原稿執筆】**

なし

(講師の旅費)

第6条 講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

(講師派遣の単価)

第7条 当法人が外部に役職員を派遣する際の単価は次のとおりとする。ただし、招聘する相手方に別途基準がある場合は、この限りではない。また、金額には源泉徴収税を含む。

**【講座、研修会】**

2時間以内を1単位とし、代表理事級 70,000円、所長級 50,000円、常勤職員級 30,000円とする。  
消費税を別途請求する。

**【シンポジウム、パネルディスカッション】**

2時間以内を1単位とし、代表理事級 70,000円、所長級 50,000円、常勤職員級 30,000円とする。  
消費税を別途請求する。

**【講演会】**

2時間以内を1単位とし、代表理事級 70,000円、センター長級 50,000円、常勤職員級 30,000円とする。

消費税を別途請求する。

**【座談会】**

2時間以内を1単位とし、5,000円とする

**【原稿執筆】**

原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,000円とする。なお、400字未満の端数が生じたときは、400字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、500円とする。

(委任)

第8条 この規定に定めるほか、必要なことは理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 平成20年10月28日より適用。
- 2 平成31年4月1日に改訂